

板橋区町会・自治会館建設補助金交付要綱

(昭和61年3月14日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、地域住民の福祉の増進と連帯感の醸成を図るとともに自主的な活動を強化するため、町会又は自治会(以下「町会」という。)が設置する町会・自治会館(以下「会館」という。)の新築、増築、改築若しくは修繕又は既設建物の購入(以下「新築等」という。)に要する経費(消費税相当額を含む。以下同じ。)の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助団体の資格)

第2条 補助を受けようとする町会は、補助金の受領前に地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2の規定により、東京都板橋区長(以下「区長」という。)の認可を受けるものとする。

(補助金交付の対象)

第3条 補助金交付の対象となる会館は、町会が所有し、又は所有することとなる施設で、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 集会室の面積は原則として20畳以上であること。
- (2) 自主的及び民主的に管理運営すること。
- (3) 維持管理等に要する経費は、町会で負担すること。
- (4) 会議、講習会その他の利用目的により、広く地域住民に利用されること。
- (5) 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令に適合するものであること。
- (6) 会館の整備に対し、総会の議決等による町会の意思決定があること。
- (7) この要綱に基づく補助金の交付を受け、その交付を受けたときから15年を経過しないものでないこと。

- (8) 補助金の交付の対象となる会館の新築等が、当該年度の3月31日までに完了すること。

2 町会は、当該会館を地域の防災対策としての小型防災ポンプ置場、防災資機材置場等の設置等、東京都板橋区の防災対策に協力するものとする。

(補助の対象とならないもの)

第4条 次の各号に掲げるものは、補助の対象から除外する。

- (1) 用地の取得(賃貸借による諸経費を含む。)及び造成に係る経費
- (2) 備品及びじゅう器類の購入に係る経費
- (3) 増築、改築又は修繕の総経費が100万円以下のもの
- (4) 修繕の経費が50万円以下のもの
- (5) その他、区長が適当でないと認めるもの

(補助金額)

第5条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、新築等の経費の50パーセント以内とし、1会館(複数町会も含む。)につき1,500万円を限度とする。ただし、増築、改築又は修繕

の経費が、100万円を超え200万円に満たない場合は、100万円を控除した額を補助する。なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする町会は、事前協議書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、建築確認申請の手続き又は、売買契約の前に区長と協議するものとする。ただし、建築確認申請を要しない改修の場合については、工事契約の前に協議するものとする。

- (1) 補助事業の予算執行計画書又は資金計画書
- (2) 見積書(写)(新築、増築、改築及び修繕の場合にあっては、2者以上の事業者が発行した見積書(写))
- (3) 建築設計図(写)(購入の場合にあっては、平面図(写))
- (4) 借地の場合は、その賃借契約書(写)及び土地所有者の承諾書
- (5) 会館の運営に関する規約
- (6) 町会の規約
- (7) 会館の新築等について、意思決定を証する書面(総会議事録等)
- (8) その他、区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の規定による事前協議の際に、必要に応じて指導又は助言を行うことができる。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする町会は、会館建設補助金交付申請書(第2号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 新築、増築、改築及び修繕の場合
 - ア 建築確認が必要な場合は、建築確認申請書(写)
 - イ 工事請負契約書(写)
 - ウ その他区長が必要と認める書類
- (2) 購入の場合
 - ア 売買契約書(写)
 - イ その他区長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 区長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、交付するものと決定したときは、会館建設補助金交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

(完了届)

第9条 前条の規定により交付の決定を受けた町会は、補助の対象となっている会館の新築等が完了したときは、速やかに完了届(第4号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度内に区長に提出しなければならない。

- (1) 新築、増築、改築及び修繕の場合
 - ア 決算報告書
 - イ 建築主事の確認を受けなければならないものについては、建物の検査済証(写)
 - ウ 建物の登記事項証明書(登記簿謄本)

エ 火災保険に加入したことを証する書類（写）

(2) 既設建物の購入の場合

ア 決算報告書

イ 売買契約書（写）

ウ 建物の登記事項証明書（登記簿謄本）

エ 火災保険に加入したことを証する書類（写）

（補助金額の確定）

第 10 条 区長は、前条の規定により届出を受けた場合は、調査を行い、交付決定の内容及び会館の現状等を確認した後に、会館建設補助金額確定通知書（第 5 号様式）により申請者に通知する。

（請求書の提出）

第 11 条 前条の規定により通知を受けた町会は、速やかに会館建設補助金請求書（第 6 号様式）及び念書（第 7 号様式）を区長に提出しなければならない。

（所有名義）

第 12 条 補助金の交付を受けて、新築等をした会館は、当該町会の所有名義として登録するものとする。

（決定の取消し）

第 13 条 区長は、補助金の交付を受けようとする又は受けた町会が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消す。

(1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき

(4) 交付申請の撤回をしたとき

（返 還）

第 14 条 区長は、補助金の交付後に交付の決定を取り消したときは、期限を定めて補助金の返還を請求するものとする。

（財産処分の制限）

第 15 条 補助金の交付を受けた町会は、新築等をした会館を区長の承諾を受けないで補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

（委 任）

第 16 条 この要綱の施行について必要な事項は、区民文化部長が定める。

（補 則）

第 17 条 この要綱に定めのない事項については、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和 4 2 年板橋区規則第 3 号）に定めるところによる。

付 則

この要綱は、昭和 6 1 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、昭和61年10月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成13年3月14日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

事前協議書

板橋区町会・自治会館建設補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり協議します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 建設等の種別
新 築 ・ 増 築 ・ 改 築 ・ 修 繕 ・ 購 入
- 4 工事予定期間
年 月 日 ~ 年 月 日
- 5 申請予定額
- 6 施設の延床面積

年 月 日

申請団体名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____

(宛先) 東京都板橋区長

第2号様式(第7条関係)

会館建設補助金交付申請書

当会の会館を下記のとおり建設しますので、板橋区町会・自治会館建設補助金交付要綱に基づき、関係書類を添えて交付申請します。

記

申請額		
施設の名称		
所在地		
建物	構造	
	面積	
土地	所有者 住所・氏名	
	面積	
工事期間	着手	
	完了	
主な 使用目的		

年 月 日

申請団体名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____

(宛先) 東京都板橋区長

板区地第 号の
年 月 日

町会（自治会）
会長 様

東京都板橋区長

会館建設補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請の会館建設補助金の交付については、板橋区町会・自治会館建設補助金交付要綱に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

交付金額	
交付時期	新築等が完了し、完了届を提出後
交付条件	板橋区町会・自治会館建設補助金交付要綱によるものとする。

完了届

下記のとおり、新築等が完了したので届出します。

記

施設の名称		
所在地		
工事施工者 (購入先)	住所	
	氏名	
工事着工日		
工事完了日		

年 月 日

申請団体名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____

(宛先) 東京都板橋区長

板区地第 号の
年 月 日

町会(自治会)
会長 様

東京都板橋区長

会館建設補助金確定通知書

年 月 日付で完了届が提出された会館建設補助金については、板橋区町会・自治会館建設補助金交付要綱に基づき、下記のとおり交付金額が確定しましたので通知します。

記

交付確定金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
請求書提出期限	年 月 日								

会館建設補助金請求書

金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
-----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

ただし、 年 月 日付 板区地第 号の をもって補助金確定
通知のあった建設補助金として

上記の金額を請求します。

年 月 日

申請団体名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____

(宛先) 東京都板橋区長

念 書

このたび、板橋区から補助を受け建設(購入)した下記町会(自治会)会館については、板橋区町会・自治会館建設補助金交付要綱を誠実に遵守し、維持、管理、運営等に当たることを確約いたします。

記

1 会館の名称

2 所在地

3 構造・面積

年 月 日

申請団体名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____

(宛先) 東京都板橋区長